

昭和59年 3 月 19 日 59九総第74号  
平成25年 5 月 16 日 25九総第212号  
最終改正 平成26年 4 月 1 日 25九総第803号

## 九州農政局随意契約見積心得

### （目的）

第1条 九州農政局所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### （見積人の資格）

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積参加者としての通知を受けた者でなければならない。

### （見積等）

第3条 見積人は、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上見積りをしなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 見積人は、見積書（様式第1号）を作成し、封かんの上見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに契約担当官等に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成21年8月28日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成23年7月15日改定）に基づき、全府省等において導入される電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）により見積書を提出する場合は、同システムにおいて見積書を作成し、見積依頼通知書に示した日時までに提出し、見積書受付票を受理しなければならない。

3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。

らない。

4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

5 見積人が、代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならない、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な見積りの確保）

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（無効の見積り）

第4条 次の各号の一に該当する見積りは無効とする。

一 委任状を持参しない代理人のした見積り

二 記名、押印を欠く見積り（電子入札システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした見積り）

三 金額を訂正した見積り

四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

五 同一事項の見積りについて、同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り

六 見積時刻に遅れてした見積り

七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り

八 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

（契約の相手方の決定）

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積りについても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積の場合にあつては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便により見積りを行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて、契約の相手方を定めるものとする。ただし、これらの者の中に電子調達システムにより見積りをした者がいる場合は、電子調達システムの電子くじにより契約相手方を定めることができるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
- 4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。
- 5 契約担当官等が見積依頼において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、契約相手方が電子調達システムにより見積りを行った場合は、第1項の規定にかかわらず、電子調達システムにおいて契約担当官等が作成した契約書案の電磁的記録に電子署名を付すことによ

約書案への記名押印及び提出に代えることができる。

(業務等完了保証人)

第7条 契約の相手方は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

2 前項の保証人は、次に掲げる基準に適合している者から選定しなければならない。

当該業務等の請負契約について、九州農政局建設工事等契約事務取扱要領（平成14年12月12日付け14九総第422号）第32条に規定する指名基準に該当する者で落札者と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

3 第1項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

(異議の申立)

第8条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第9条 この心得に掲げるほか、見積りに必要な事項は、別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月12日から施行する。

この要領は、平成23年7月15日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月16日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降に入札手続を開始する請負契約から適用する。